

児童発達支援 放課後等デイサービス

利用の案内

児童発達支援/放課後等デイサービスの利用までの基本的な流れをご説明します。
(詳しくは、P.2～3もご確認ください。)

児童発達支援
放課後等デイサービス
を利用するには、「通所受給者証」が必要です

人間市役所（障害者支援課）で申請手続き

- ・意見書を提出… ①
- ・障害者支援課の地区担当職員と面談



相談支援専門員と面談

- ・サービス等利用計画書の作成を依頼… ②
- ・相談支援専門員がサービス等利用計画書を障害者支援課へ提出

支給決定

「通所受給者証」(※1年ごとの更新)の発行

障害者支援課での申請手続きから、おおむね2週間から1カ月程度で、
ご自宅に通所受給者証が届きます。

<通所受給者証>

- ※ 1年に1度、更新申請が必要です。
新規申請の場合は、申請から1年以内でも、
原則、誕生日が更新月になります。

1 医師が作成する療育利用に関する意見書

(※作成から1年以内のもの)

- ・様式の指定は、特になし。
- 1. 診断名 (もしくは所見)
- 2. 療育が必要という趣旨の一文が書かれたもの

① 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方は、意見書の取得は必要ありません。

② 医師以外が作成する意見書を使用される場合は、1年以内に医師が作成する意見書を提出する必要があります。

医師が作成する意見書を使用される方は、3年間、再提出の必要はありません。



2 サービス等利用計画案

- ・相談支援事業所の相談支援専門員が作成。
- ・サービス等利用計画案を作成した相談支援専門員が基本的に以後担当となる。

※ 「通所受給者証」更新ごとに、担当の相談支援専門員が作成したサービス等利用計画案を提出する必要があります。

児童発達支援・放課後等デイサービスなど利用までのチェックリスト

終わったものに☑を入れていくと、どこまで完了したか確認できます。また、サポート手帳(P.4)に入れておく記録の一部になります。

STEP 1. _____ に相談 (年 月 日)

ことば・気持ちの切りかえ・行動など
発育・発達について

担当職員: _____

STEP 2. 通う施設を決めよう！意見書の準備もはじめよう！

医師が作成する意見書の取得手続き (※提出が必要な方のみ)(P.1)

医療機関名: _____ 受取予定日: 年 月 日

児童発達支援・放課後等デイサービスの見学予約

・見学予約の電話を入れ、施設を見学してください。

見学する時に希望が合うか
聞いてみましょう。
たとえば…
利用したい曜日・時間帯に
空きはありますか？
送迎はできますか？ など

利用希望施設を決める

・利用希望施設には通所受給者証を申請予定であることを伝え、
利用枠の確保や契約の手続きについて確認しておいてください。

施設名: _____

希望の施設が決まったら、ご連絡ください

_____ (Tel. _____) へ



STEP 3. 受給者証の申請をしよう

市役所 障害者支援課へ通所受給者証申請予約

・地区担当が対応します。電話にてお住まいの地区を伝えて、申請予約をしてください

電話例:「児童発達支援(放課後等デイサービス)の新規の申請がしたいのですが」

Tel.04-2964-1111(代)

障害者支援課担当職員: _____ 内線: _____

予約日時: 年 月 日 時 分

持ち物

・医師の意見書もしくは障害者手帳
・マイナンバーカード(本人・保護者)

障害者支援課へ通所受給者証の申請

・申請書の記入と、30分程度お子さんの様子の聞き取りがあります。
・障害者支援課は、入間市豊岡1-16-1 市役所C棟1階 にあります。
・相談支援専門員を調整するため、相談支援センターりぼんが同席します。



STEP 4. 相談支援専門員と面談をしよう

□ 相談支援専門員との面談日時を決める

- ・障害者支援課へ通所受給者証の申請をしてから、担当の 相談支援専門員 が決まります。保護者宛に 相談支援専門員 から連絡が来るまでお待ちください。
- ・連絡がありましたら、サービス等利用計画案の作成依頼をし、面談日時を決めてください。面談後、相談支援専門員 が計画案を作成し市へ提出します。(P.1)

相談支援事業所名: _____

担当相談支援専門員: _____

電話番号: _____

面談日時: 年 月 日 時 分(場所 _____)



STEP 5. 通所受給者証の受け取り

※申請してもその場で受給者証は発行されません！

- ・障害者支援課に、通所受給者証の申請書、医師意見書(※提出が必要な方のみ)、サービス等利用計画案、のすべてが揃ってから審査、支給決定し、ご自宅に通所受給者証を郵送します。
(すべての書類を提出してから、おおむね 2 週間～1 ヶ月ほどかかります)

STEP 6. 施設に通い始めよう！

□ 利用希望施設への連絡・利用に関する契約

通所受給者証を受け取ったら、利用希望施設に連絡し、利用契約等の必要な手続きをして、手続き完了後、児童発達支援 / 放課後等デイサービスの利用開始となります。

手続き日時: 年 月 日 時 分

利用開始予定日: 年 月 日 時 分



※相談支援専門員によるモニタリング(電話や面談)が基本的には新規は、3 か月目までは毎月、継続の場合は 6 か月ごとに行われます。モニタリングの時期を確認しましょう。

※サービスの変更等をご希望の場合は、相談支援専門員に連絡し、相談しましょう。

※家庭、児童発達支援/放課後等デイサービス、所属先(保育所、幼稚園、学校など)が連携し、こどもの様子を情報共有することで、より効果が期待できます。

児童発達支援・放課後等デイサービス事業所の参考情報

【障がい者のしおり別冊】事業所一覧
(市公式 HP ページ ID: 2574)
P4 市内の障害者通所支援事業者 表参照



【障害児通所支援事業所における
発達障害児へのサービス提供リスト】
(県公式HPページ番号:199243)



よくある質問

Q1. 児童発達支援/放課後等デイサービス/保育所等訪問支援の利用料は毎月どれくらいかかるの？

A1. 幼児教育・保育の無償化対象の方

⇒ 児童発達支援、保育所等訪問支援の利用も無償になります。

※自己負担上限額(月額)の基準

生活保護	生活保護世帯	0円
低所得1	市町村民税非課税世帯で保護者の収入が80万円以下	0円
低所得2	市町村民税非課税世帯で低所得1に該当しない方	0円
一般1	市町村民税課税世帯(所得割28万円未満)	4,600円
一般2	上記以外	37,200円

幼児教育・保育の無償化対象でない方

⇒ 実際にかかる料金の1割負担(1日あたりおおむね1,000円程度)でご利用いただけます。世帯収入に合わせた上限額があり、通所受給者証に記載されている自己負担上限額に達すると、その月はそれ以上の自己負担はなくなります。利用料金は月ごとにお支払いいただきます。(利用料以外の費用が発生した場合、自己負担上限額に含まれません。)

市町村民税の所得割は、毎年5~6月頃に送付される最新の住民税決定通知書等で確認できます。

Q2. 保育所等訪問支援って？

A2. 保育所(保育園)・幼稚園・小学校など、普段お子さんが通われている施設に支援員が訪問し、お子さんを直接支援したり、施設スタッフに対応の助言をしたり、よりよい支援を一緒に考えます。お友達となかなか遊べない、じっとしてられない、こだわりが強い、指示が入りにくい、登園や登校を渋る、行事への参加が難しい、勉強についていけない等の集団生活での心配があるお子さんが、過ごしやすくなるようサポートします。児童発達支援や放課後等デイサービスと同じ児童福祉サービスです。また、利用料の一部負担金が発生します。利用にあたり、申請等の手続きが必要です。まずは、担当の相談支援専門員や保育所等訪問支援事業所に、ご相談ください。

Q3. サポート手帳って？

A3. こどもの成長・発達、生活の様子、支援の内容などの情報を記録するものです。入園、入学、進学するときに、園や学校の先生、支援機関に、こどものことを理解してもらう、こどもに合ったかかわり方などを細かく共有する、様々な手続きをする時などに役立てることが出来ます。園や学校、支援機関等でもらった資料も一緒に保存しておくことをお勧めします。

《サポート手帳の配布場所》

- ・ 障害者支援課(市役所)
- ・ 児童発達支援センターういず
- ・ 県ホームページからダウンロードもできます ➡



問い合わせ 入間市児童発達支援センター ういず (入間市上藤沢730-1健康福祉センター内)
 ~開設時間~ 平日 午前9時~午後5時15分 (土日祝、年末年始はお休みです)
 電話 04-2968-7785
 メール iruma-with@city.iruma.lg.jp
 ※メールは問い合わせ・予約専用です。ご相談はできません。
 ※発達検査は実施していません。

入間市児童発達支援センター ういず
 令和8年3月作成